

茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し方針

令和7年2月

1 計画見直しの趣旨

本市では、平成8年9月に環境の保全及び創造に関する理念を示した「茅ヶ崎市環境基本条例（以下、「条例」という。）」を制定しました。10年3月には、条例の理念を具体化した「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する目標や施策を長期的な観点から総合的に明らかにしました。その後、3度の改定を経て、令和3年4月に策定した現計画では、条例に掲げる「環境の保全及び創造」を具現化するため、「自然と人が共生するまち」「良好な生活環境が保全されているまち」「資源を大切にする循環型のまち」「気候変動に適応できるまち」「環境に配慮した行動を実践するまち」の5つの政策目標や、本市が目指すべき環境の将来像を掲げ、その実現に向け達成すべき目標値や施策を定め、取り組みを進めてきたところです。

現計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としていますが、概ね5年を目途に中間見直しを行うこととしています。また、社会情勢は目まぐるしく変化し、その変化に対応すべく国は令和6年5月に第6次環境基本計画を閣議決定し、神奈川県も令和6年3月に神奈川県環境基本計画を改定しています。特に、脱炭素社会に向けた取り組みは、当初パリ協定に基づき国の地球温暖化対策計画で示されていた、2030年度に向けた温室効果ガスの削減目標が、2013年度比で26%減だったものが46%減へと変更となり、さらなるカーボンニュートラルに向けた取り組みの推進が求められているところです。

こうした状況の中、現計画の目標年次は令和12年度（2030年度）であるため、計画策定当初に掲げた目標の達成や、それに向けた取り組みを基本とし、今後も施策を推進していくところではありますが、本市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、政策目標4「気候変動に適応できるまち」を中心に中間見直しを行うものです。

（参考：環境基本計画（2021年版）「茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像」）

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

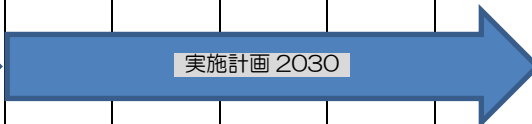
また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力

源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

(参考：計画の期間)

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
環境基本計画										
総合計画 (実施計画)										

2 計画の位置付け

(1) 茅ヶ崎市環境基本条例における位置付け

条例第9条には、「環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示した環境基本計画を策定しなければならない。」と規定されています。環境基本計画は、当該規定に基づく計画として位置付けられています。

また、政策目標4「気候変動に適応できるまち」については、「地球温暖化対策推進に関する法律」に定める地方公共団体実行計画（区域施策編）としても位置付けられています。

(2) 茅ヶ崎市総合計画との関係

環境基本計画は環境の分野における施策を体系的に定める計画です。茅ヶ崎市自治基本条例第18条第3項では「行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない」と規定しています。そのため、見直しにあたっては、令和3年に策定された総合計画との整合を図ります。

(3) 環境の保全及び創造に関する他の計画との関係

本市では、環境の保全及び創造に直接的または間接的に関連性を持つ様々な個別計画を立てていますが、現計画はこれらの計画の上位に位置付けられています。また、現計画と同じく体系上の上位計画となっているさがき都市マスタープランとは整合を図っています。

ア 茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市の区域内から発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）の処理・処分に關し、基本的な方向を長期的な視点に立って策定する計画です。計画期間は、平成25年度から令和6年度までの12年間です。平成30年3月に計画の改訂を行いました。環境基本計画は、一般廃棄物に関する事項を包含していることから、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画と整合を図っています。

イ 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略

都市緑地法に基づき、市の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標と施策とともに、生物多様性基本法で地方公共団体の策定が努力義務とされている「生物多様性地域戦略」について明らかにする計画です。計画期間は、平成31年から令和10年の10年間です。

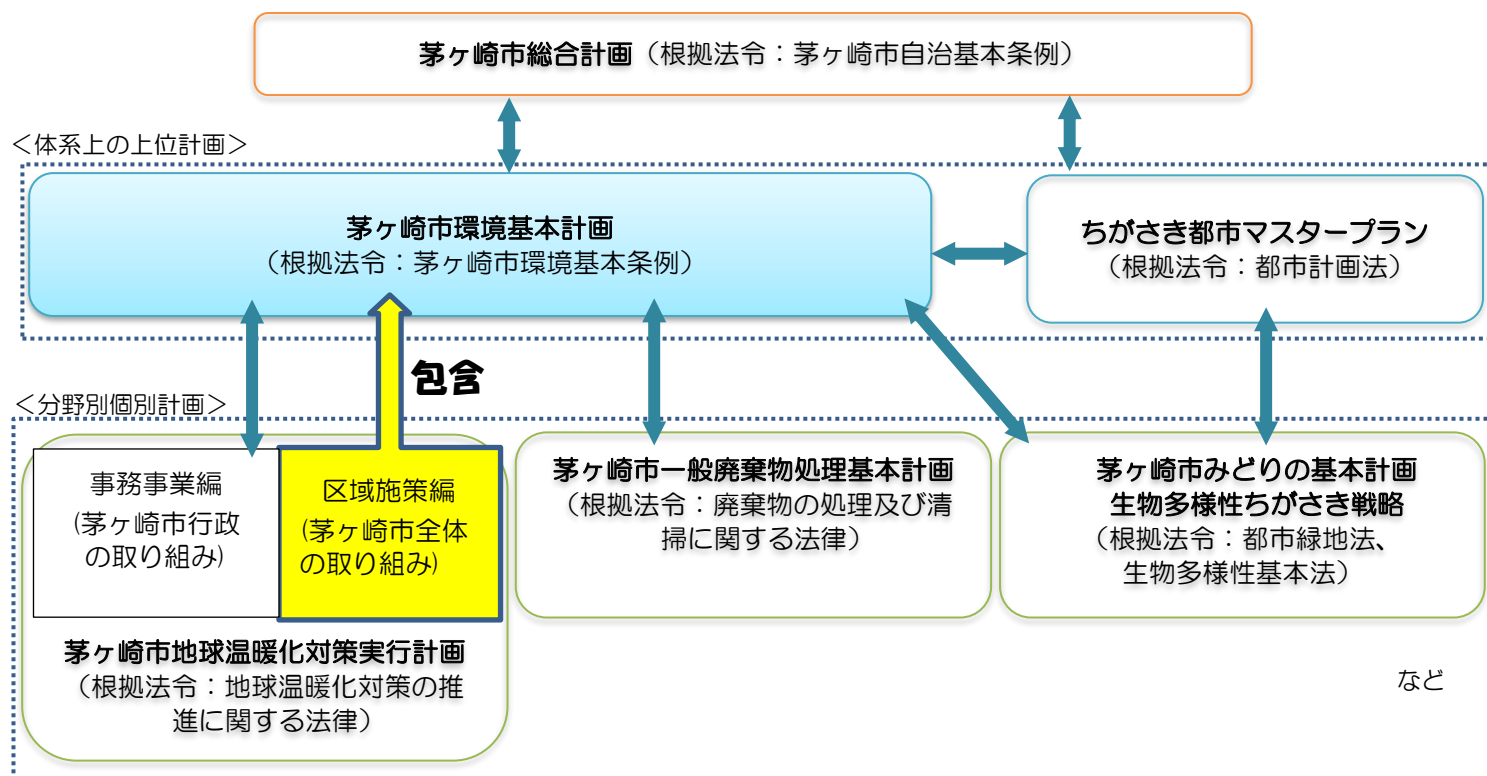
生物多様性を担保することは、本市の環境の保全及び創造にとっても重要であることから、茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略とも整合を図っています。

エ ちがさき都市マスタープラン

都市計画法に基づき、市の都市計画の基本的な方向性を定める計画。計画期間は令和元年度から概ね10年間です。

都市づくりを行う際に環境への配慮が根底に据えられるよう、ちがさき都市マスタープランとの整合を図っています。

【計画の位置付けのイメージ】



(参照条文)

○茅ヶ崎市環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境施策の基本方針となる茅ヶ崎市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標及び施策を具体的に示すものとする。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）の意見を反映させるための必要な措置を講じるとともに、茅ヶ崎市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

○茅ヶ崎市自治基本条例

(総合計画等)

第18条 市は、市の目指す将来の姿を明らかにし、これを計画的に実現するため、この条例の趣旨にのっとり、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 総合計画は、次条第3項に規定する財政の見通しと整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

3 行政の各分野における政策を体系的に定める計画は、総合計画と整合を図って策定され、又は改定されなければならない。

4 市長は、総合計画の策定又は改定に着手するときは、その趣旨を公表しなければならない。

5 市長は、総合計画の進行を管理し、その進行状況を公表しなければならない。

6 政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければならない。

3 計画見直しの基本姿勢

(1) 現計画が10年を計画期間として策定された計画であるため、策定時に掲げた施策や取り組み、目標を基本としつつ、世界的なトレンド及び社会情勢の変化に対応した見直しを行います。

(2) 計画の見直しにあたっては、国が策定している「第6次環境基本計画」「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」及び神奈川県が策定している「神奈川県地球温暖化対策計画」など、国や県の関連する計画の内容を勘案しつつ、気候市民会議[※]での意見も参考に本市の特性に合わせた見直しを行います。
(※市民が参加し、専門家による情報提供やアドバイスを受けながら「脱炭素で住みよいまち」を実現するための方法について話し合い、その結果を市民提案として取りまとめることを目的とした会議)

(3) カーボンニュートラルに向けた取り組みを推進していくため、「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」の内容を反映させます。

(4) 政策目標の達成状況に応じて、施策や取り組みの見直しを行います。

4 計画見直しの体制

計画の見直しにあたっては、市の内部での検討を十分に行うとともに、附属機関である茅ヶ崎市環境審議会からも意見聴取することとします。また、茅ヶ崎市自治基本条例第4条に規定する本市における自治の基本理念に則り、同条例第16条の規定を踏まえ市民参加の機会を確保するとともに、寄せられた意見・提案等を多角的かつ総合的に検討し、計画に反映させるよう努めます。

(参照条文)

○茅ヶ崎市自治基本条例

(自治の基本理念)

第4条 茅ヶ崎市における自治は、基本的人権の尊重の下、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 茅ヶ崎市における自治は、主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されること。
- (2) 茅ヶ崎市における自治は、自治を推進するための活動に市民が等しく参加できることを旨として推進されること。
- (3) 茅ヶ崎市における自治は、市民相互又は市民及び市の連携又は協力により推進されること。

(市民参加)

第16条 市は、事案の内容、性質等に応じ、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加（市民が条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に参加することをいう。以下同じ。）のための多様な方法を整備しなければならない。

2 市は、市民参加の機会が等しく得られるよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加をしやすい環境の整備に努めなければならない。

4 市は、市民参加により提出された意見、提案等を多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(1) 市民参加

環境基本計画見直し（素案）について、パブリックコメント手続を実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、意見等を考慮し現計画の見直しを行います。

(2) 茅ヶ崎市環境審議会

環境基本計画見直し（素案）などについて意見聴取や審議を行います。

(3) 市の内部検討体制

環境基本計画の見直しにおける市の内部検討体制は、次のとおりとします。

ア 茅ヶ崎市環境調整会議

庁内の課長級職員をもって構成し、政策調整会議への付議前に、現計画の見直しにおける関係課
かい間の連絡調整を行うとともに専門的技術的事項等について調査し審議します。

イ 政策調整会議

庁内の部局長級職員をもって構成し、現計画の見直しにおける重要事項等を審議します。

ウ 政策会議

市長、副市長、教育長、病院事業管理者をもって構成し、現計画の見直しにおける最終的な意思
決定に関わる事項等を審議します。

5 計画見直しスケジュール

環境基本計画の主な見直しスケジュールは次のとおりとします。

令和7年4月下旬	コンサルタント業務委託契約 政策評価と並行した見直し作業開始 随時関係課と調整
7月、10月	環境調整会議
10月	環境審議会（見直し素案に対する意見聴取）
11月	庁議
令和8年1月	パブリックコメント
2月	環境審議会（見直し案について諮問）
3月	環境審議会（見直し案について答申）
4月	見直し計画スタート

※スケジュールは、今後の検討内容により変更が生じる場合があります。